

社会福祉法人札幌シニア福祉機構

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌シニア福祉機構（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (7) この規程の中で監事監査とは、定款第18条及び定款第33条に規定する監事が実施する監査をいう。
- (8) 会計監査とは、前号の監事監査のうち財務書類に対する監査をいい、事業監査とは、前号の監事監査のうちこの法人の事業の運営に対する監査をいう。

第2章 報酬等

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、退任慰労金を除き報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員と

しての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 各々の常勤監事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」及び別記3「監事監査報酬」を勘案して、評議員会において定めるものとする。
- 5 非常勤監事に対する報酬は、別記2「非常勤監事の報酬」及び別記3「監事監査報酬」に定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別記4「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等は、退任慰労金を除き、毎月25日に支払うものとする。

なお、支給日が休日（国民の祝日、日曜日）あるいは金融機関の休日にあたる場合は、繰上げて支給する。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

第3章 費用弁償

(費用弁償の支給)

第7条 役員及び評議員に対して支給する旅費等は、別に定める「役員及び評議員の旅費等に関する規程」による。

- 2 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、前項に定める旅費等を除き、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

第4章 退任慰労金

(退任慰労金額の決定)

第8条 常勤役員に対する退任慰労金は、第9条に基づき計算された金額につき理事会の決議を経て、評議員会において承認を受けなければ支払うことができない。

2 非常勤役員及び評議員に対する退任慰労金は、第9条に基づき計算された金額を理事会の決議に基づき支給するものとする。

(退任慰労金額の算定)

第9条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、下記の役員の区分に応じそれぞれに定める金額とする。

(1) 常勤役員

最終報酬月額×在任年数×別記5に定める係数

(2) 非常勤である理事長

10,000円×在任年数

(3) 非常勤理事、監事

5,000円×在任年数

(4) 評議員

5,000円×在任年数

2 在任年数の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない期間は月割計算とし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

(支給時期及び支給の方法)

第10条 常勤役員の退任慰労金の支給時期は、第8条の評議員会の承認後2ヶ月以内とし、非常勤役員又は評議員の退任慰労金の支給時期は、その退任後2ヶ月以内とする。

2 退任慰労金の支給の方法は、第6条に準ずるものとする。

第5章 公表その他

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 13 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日（評議員会の議決日）から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

別表 常勤理事俸給表

号	月額（円）
1 号	5 0 0, 0 0 0 円
2 号	5 5 0, 0 0 0 円
3 号	6 0 0, 0 0 0 円
4 号	6 5 0, 0 0 0 円
5 号	7 0 0, 0 0 0 円
6 号	7 5 0, 0 0 0 円
7 号	8 0 0, 0 0 0 円
8 号	8 5 0, 0 0 0 円
9 号	9 0 0, 0 0 0 円
10 号	9 5 0, 0 0 0 円
11 号	1, 0 0 0, 0 0 0 円

別記 1 非常勤理事の報酬

理事会、評議員会出席の都度、1 人一律 10,000 円

別記 2 非常勤監事の報酬

理事会、評議員会出席の都度、1 人一律 10,000 円

別記 3 監事監査報酬

会計監査 1 回につき 1 人 50,000 円

事業監査 1 回につき 1 人 30,000 円

別記 4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、1 人一律 10,000 円

別記 5 常勤役員の退任慰労金の係数

理事長	0.5
理事及び監事	0.3